

議案第235号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成25年12月に第1条第5号に掲げる職員（交通局長に限る。）に支給すべき期末手当及び勤勉手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、給与条例及び平成25年12月に一般職の職員に支給すべき期末手当及び勤勉手当の臨時特例に関する条例（平成25年大阪市条例第 号）の適用を受ける者が同条例の適用を受けないものとした場合における当該者の例に準じ算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

交通局長を国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた平成25年12月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の臨時特例措置の対象としないこととするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

附 則

1 - 2 省 略

3 平成25年12月に第1条第5号に掲げる職員（交通局長に限る。）に支給すべき期末手当及び勤勉手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、給与条例及び平成25年12月に一般職の職員に支給すべき期末手当及び勤勉手当の臨時特例に関する条例（平成25年大阪市条例第 号）の適用を受ける者が同条例の適用を受けないものとした場合における当該者の例に準じ算定した額とする。